令和３年４月９日

保護者の皆様へ

認定こども園もものき
園長　木村雄介

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。
令和2年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。
具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）
「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和2年4月～令和3年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	202,930	205,730	205,730	207,160	207,160	207,160	247,170	245,640	245,640	244,690	243,980	252,530
		3歳児	202,930	205,730	205,730	207,160	207,160	207,160	197,960	196,430	196,430	195,480	194,970	203,520
		4歳以上児	186,650	189,450	189,450	190,880	190,880	190,880	181,680	180,150	180,150	179,200	178,770	187,320
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	195,250	199,110	195,210	199,330	199,330	199,330	199,330	199,370	199,330	199,110	196,410	209,350
	短時間		189,810	193,560	189,770	193,780	193,780	193,780	193,780	193,820	193,780	193,560	191,100	204,040
	標準時間	1・2歳児	116,440	118,700	116,400	118,920	118,920	118,920	118,920	118,960	118,920	118,700	117,130	130,070
	短時間		111,000	113,150	110,960	113,370	113,370	113,370	113,370	113,410	113,370	113,150	111,820	124,760
	標準時間	3歳児	74,080	75,210	74,040	75,430	75,430	75,430	75,430	75,470	75,430	75,210	74,550	87,490
	短時間		68,820	69,840	68,780	70,060	70,060	70,060	70,060	70,100	70,060	69,840	69,060	82,000
	標準時間	4歳以上児	58,620	59,430	58,580	59,650	59,650	59,650	59,650	59,690	59,650	59,430	58,950	71,890
	短時間		53,350	54,060	53,310	54,280	54,280	54,280	54,280	54,320	54,280	54,060	53,460	66,400

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,270	4,050	4,500	4,500	4,050	4,500	4,500	4,270	4,270	4,050	4,050	3,370
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500